



メルボルン日本人学校

私物の持ち込みに関する方針

本方針に関するご質問は学校事務(03-9528-1978)までお問い合わせください。

目的

本方針は、メルボルン日本人本校 (JSM) の私物に関する方針を説明し、貴重品等の特別な私物を本校に持ち込まないよう周知することを目的とする。

適用範囲

本方針は、宿泊学習や校外学習を含む本校が行うすべての教育活動に適用される。

方針

本校は、教職員および児童生徒が校内に私物を持ち込む場合があることを理解している。

本校は、教職員、児童生徒および来校者の私物に対する保険に加入しておらず、校内または本校の活動中に私物の紛失、盗難あるいは破損が発生した場合、これについて責任を負わない。本校に持ち込まれた私物に損害が生じた場合、所有者がその責任を負うものとする。

教職員および児童生徒は、本校に貴重品を持ち込まないことが望ましく、持ち込む場合は私物に対して適切な保険に加入することが望まれる。

児童生徒が本校に貴重品を持ち込んだ場合、これを事務室に預け、児童生徒が校内での活動を終了するまで施錠可能な戸棚で安全に保管するよう求められる。児童生徒または保護者・監護者は下校時にこれを回収する。本校は貴重品によっては預かる事を拒否する場合がある。その場合、保護者は児童生徒から直接貴重品を受け取り持ち帰る必要がある。保護者・監護者に貴重品を引き渡すまで、児童生徒は学校活動に参加できない場合がある。

関連方針およびリソース

- [児童生徒の携帯電話使用に関する方針](#)

承認

作成日	2024 年 11 月
審議	教職員、学校運営理事会
承認者	学校運営理事会
承認日	2024 年 11 月
再評価予定日	2026 年 11 月

本方針は英語で作成され、日本語版はあくまで参考として翻訳されています。英文版が正本である為、これら両言語版の間に矛盾抵触がある場合は英文版が優先されます。